

3 総合的・重点的施策の基本的方向

本計画の目標を達成するためには、これまでに掲げた主要施策を着実に実施するのみでなく、総合的かつ重点的な取組を進めることも重要です。例えば、山から海までの河川流域全体の環境を保全するためには、水質の保全や自然環境の保全のみでなく、県民の自主的な環境保全活動を促進するなど、幅広い多様な主体による取組を促進する必要があります。

このため、本節では、三重県の環境の現状と特性を踏まえ、本計画の目標を達成するうえで総合的、重点的に取り組む主要施策の基本的な方向を示します。

(1) 廃棄物のない循環型社会の構築『ごみゼロ社会づくり』

事業活動や家庭生活などから発生する廃棄物については、近年の廃棄物発生量の高水準での推移、不法投棄などの不適正処理の増加と有害物質による環境汚染の懸念、これに伴う県民の廃棄物処理に対する不安感や不信感の増大、新たな廃棄物処理施設の立地の停滞など、早急に対応しなければならない多くの問題があります。また、廃棄物をリサイクルする過程での安全確保も極めて大きな課題となっています。

平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環的な利用が行われないものについては適正な処分を行う、との基本方向が示されています。このような廃棄物処理についての基本的な考え方は、同法制定の前からもありましたが、これまでは、リサイクルの推進や適正処理に重点が置かれ、廃棄物そのものの発生抑制対策に徹底して取り組まれていなかった面も否定できません。

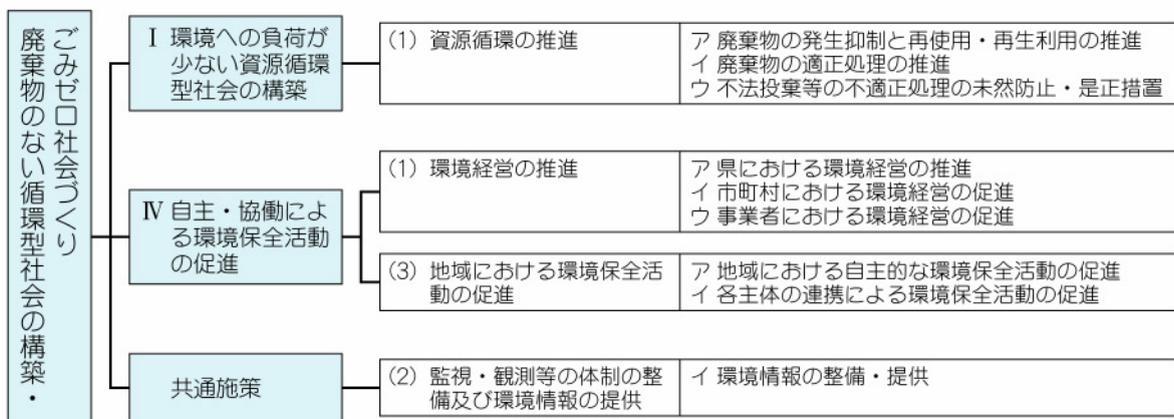
一方、本県では、廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用を図るため、市町村が焼却処理している一般廃棄物（ごみ）を固形化し、一か所に集めて発電燃料に利用するRDF化構想を進めてきました。このRDFは、生ごみに比べ運送や一定条件での保管に優れているという利点があるものの、保管等には十分な注意が必要であり、平成15年8月には、県RDF焼却・発電施設の貯蔵槽において爆発事故が発生し、県民のRDF施設に対する不信感や不安感を惹起しました。また、ごみのRDF化を行う市町村においては、生ごみや廃プラスチックなどを混合して固形化するため、資源循環という面でのごみの分別意識が徹底されにくいという側面もあります。

これまで県が進めてきたRDF化構想については、今回の県RDF焼却・発電施設の爆発事故を教訓に安全の確保に万全を期しつつ、市町村のごみ処理の現状を踏まえ、RDF化処理を維持していく必要があります。しかし、長期的には、社会的な混乱が生じないように十分に配慮しつつ、市町村と十分な連携を図りながら、ごみの発生や排出が極力抑制され、家庭や事業所から出る不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざすことが重要です。

そのため、一般廃棄物については、「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」（平成15年11月公表）に基づき、市町村と連携しつつ、住民、事業者との協働のもとで、ごみの分別や堆肥化などの再資源化の徹底や、そのための基盤づくり、体制づくりの促進の支援、廃棄物の発生が抑制される生活様式への転換の促進などに努めていきます。また、事業活動に伴う産業廃棄物については、ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた廃棄物の発生のない事業活動や、生産者が製品を製造する段階から再使用、再生利用を考慮した取組を促進していきます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-2のとおりとなります。

図3-2 廃棄物のない循環型社会の構築に係る施策の体系



【循環型社会に向けた総合的な取組】

- 「三重県廃棄物処理計画」を策定し、住民、事業者、市町村、県の役割分担と協働のもとで、循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
- 「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」に基づき、「ごみゼロ社会」実現に向けたプラン（計画）を策定し、住民、事業者、市町村の協働による取組体制を確立するとともに、ごみの減量化と不用物の有効利用及びそのための基盤施設等の整備を促進します。
- 循環資源の再使用に取り組み民間団体等の育成やフリーマーケットなどの促進、インターネットを活用した情報市場の整備などを進めます。
- 「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の公共事業での優先使用など使用の拡大を進めます。
- ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた産業廃棄物等の発生のない事業活動を促進します。
- 製品を製造する段階から再使用、再生利用を考慮した設計や、使用済み製品の循環資源としての利用の促進に向けた取組を進めます。
- 廃棄物の発生が少ない生活様式や事業活動の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成や事業者による資源廃棄物の自主的な回収と再資源化を促進します。

- 国、市町村との連携のもとで、容器包装廃棄物や廃家電製品などリサイクル関係法の対象廃棄物の分別、回収、再生利用の確実な実施を図ります。
- 容器類や廃家電製品などのリサイクルの促進等を図るため、法令の改正も含めたりサイクル制度の拡充や拡大生産者責任の導入などを国へ働きかけます。
- 循環資源として利用されない廃棄物を適正に処理する施設の整備を促進するとともに、監視指導の強化などにより、適正処理の徹底を図ります。
- 産学連携のもとで、資源循環技術の研究を進めます。

【循環型社会に向けた安全・安心の確保】

- 監視指導の強化などにより、既存の処理施設での安全確保を徹底します。
- 不法投棄等の不適正処理を防止するため、市町村、森林組合や県民の連携と協力のもとでの監視活動を徹底し、法違反者に対する行政処分や悪質者の告発を行います。
- 過去の不法投棄等不適正処理事案については、生活環境保全上の支障等の有無を調査し、支障等が認められる場合には、撤去等必要な措置を講じます。また、市町村と協働して支障等の除去を行うための新たなルールづくりに取り組みます。
- 県 RDF 焼却・発電施設や市町村等の RDF 化施設については、安全の確保を基本として適正な運転や維持管理を行います。

住民の自主的な取組方向

- 不要な物を購入せず、今ある物を長く使う、あるいは修理して使うようにします。
- 不用となった使用可能な物は捨てずに、お互いに再使用しあいます。
- ごみを排出する時は、市町村で決められた区分による分別を徹底します。
- 生ごみは堆肥化し、肥料として利用します。
- 買い物時には買い物袋(マイ・バッグ)を持参し、商品の過剰包装は断ります。
- リサイクル製品など環境に配慮した日用品の購入を率先して行います。
- 周辺地域の状況に常に気を配り、不法投棄等を発見した時は県等に通報します。

事業者の自主的な取組方向

- 廃棄物の発生しない製造工程を採用します。
- 製品使用後のリサイクルが容易な製品の設計や製造に取り組みます。
- 自社または同業者共同での製品の修理体制を整備します。
- 異業種企業等の連携により廃棄物のリサイクル原料としての再利用を進めます。
- 過剰包装をなくし、ノー・レジ袋運動などを進めます。
- リサイクル関係法令に基づくりサイクルの徹底とその体制づくりを進めます。
- 産業廃棄物の適正な委託処理を確認するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の確認を徹底します。
- 原材料の調達などにおいてもグリーン購入を進めます。
- ISO 14001 の取得や環境報告書の公表など環境経営を進めます。

(2) 自動車環境対策の推進『環境にやさしい車社会づくり』

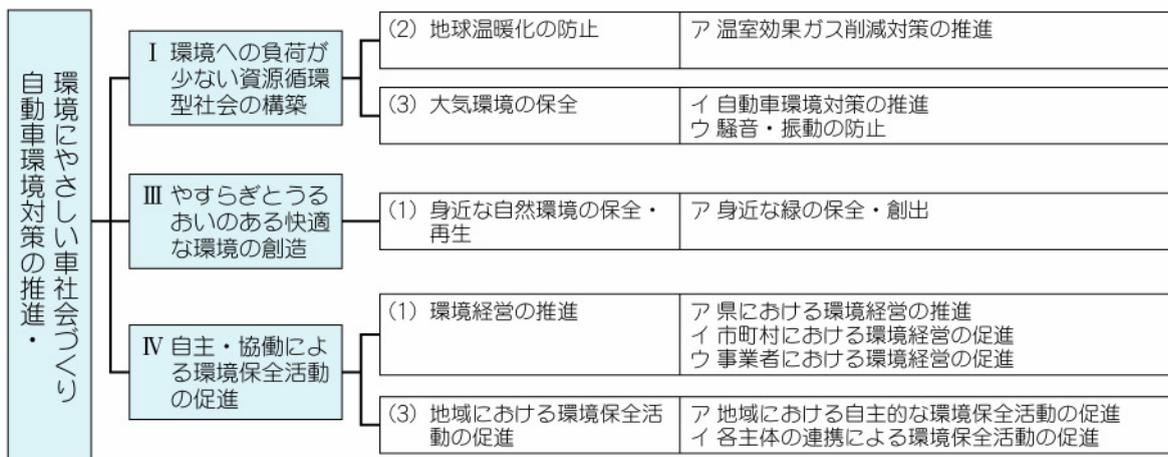
日常生活における自動車利用の増大や、ジャストインタイム方式や宅配便等の自動車による少量多頻度輸送の進行など、県民生活や事業活動における自動車への依存度が高まっています。また、都市部における交通混雑の慢性化や、車両のディーゼル化が進行し、都市地域や主要幹線道路沿道において、自動車排出ガスによる大気汚染や交通騒音等の環境問題が深刻化しています。

このため、きれいですがすがしい空気の中で、静かでやさらかな日常生活が営める環境づくりに向けて、長期的には幹線道路周辺の土地利用の適正化や公共交通機関を利用しやすいまちづくりを進めることが必要ですが、当面は関係機関と連携を図りながら、自動車単体対策、自動車利用効率化対策、道路・交通流対策、沿道環境の整備などの各種施策を総合的、計画的に進めます。

また、北勢地域の国道23号などにおける自動車環境対策については、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成15年8月）に基づき、近隣の地方公共団体等との連携を図りながら施策を推進します。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-3のとおりとなります。

図3-3 自動車環境対策の推進に係る施策の体系



【自動車単体対策】

- 低公害車の普及を促進し、自動車から発生する大気汚染物質や騒音の低減を図ります。また、公用車の低公害車化を進めます。
- ディーゼル自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の低減技術の開発促進、燃料電池自動車等の開発促進などについて、国や関係業界へ働きかけます。
- 重油混和燃料等の使用禁止や低硫黄軽油の供給体制の確立を国等へ働きかけます。
- 車両の点検、整備の徹底及び過積載車両、整備不良車両等の指導、取締りの強化を進めます。

【自動車利用効率化対策】

- 共同輸配送、合理的な輸配送行程の設定、物流拠点の整備など貨物自動車の運行の効率化を促進することにより、貨物自動車の交通量の低減を図ります。
- バス輸送や鉄道輸送における利便性の向上、ノーマイカーデー（自動車利用自粛運動）の促進や自転車の利用の促進などにより、自家用自動車の交通量の低減を図ります。
- 公共交通機関の利用を促進するため、市町村が行う自主運行バスへの助成やバスロケーションシステムの導入支援などを行うとともに、パーク・アンド・ライド方式の検討を進めます。

【道路・交通流対策】

- 交通渋滞による環境負荷を低減させるため、ITS（高度道路交通システム）を導入し、交通管制システムの充実、高度化や交通情報提供システムの拡充整備など、交通の円滑化を図ります。
- 駐車場の計画的な整備の促進などにより、円滑な交通流のさまたげとなる要因の除去を図ります。
- 交差点の改良や立体交差化により、交通渋滞の解消を図ります。
- バイパスの整備、高規格幹線道路への接続道路の整備を進めることにより、通過交通と地域内交通の分離等道路機能の分担を図ります。
- 道路の適正な維持管理などにより、自動車走行に伴う騒音や振動の低減を図ります。

【沿道環境の整備】

- 沿道の土地利用状況を踏まえつつ、環境施設帯、遮音壁、植樹帯等の整備など、沿道環境対策を進めます。
- 自動車騒音等の著しい地域については、非住居系の用途地域の指定を行うなど、沿道の土地利用の適切な誘導等を図ります。
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画にあたっては、沿道環境の改善に有効な都市計画公園などの緩衝空間や緑地の確保に努めます。

【普及啓発】

- 自動車環境問題の状況や環境保全に配慮した自動車利用などについて、県民への啓発を実施します。
- ノーマイカーデーの実施、自転車や公共交通機関の利用促進、自動車の使用自粛などの県民運動等に取り組みます。また、自転車の利用促進を図るため、段差や障害物の少ない歩道及び自転車道の整備を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- 自動車を利用する場合は、急発進や空ぶかし、過剰積載を控え、アイドリング・ストップに努めます。
- 自動車の点検整備をこまめに行い、窒素酸化物などの排出の抑制に努めます。
- 低公害車、低燃費車の導入や買い替えを進めます。
- 事業活動でのフレックスタイム制（自由勤務時間制）の導入など、交通渋滞の緩和に努めます。
- 事業活動での共同配送やモーダルシフトに取り組みます。

(3) 伊勢湾の再生『美しく豊かな海づくり』

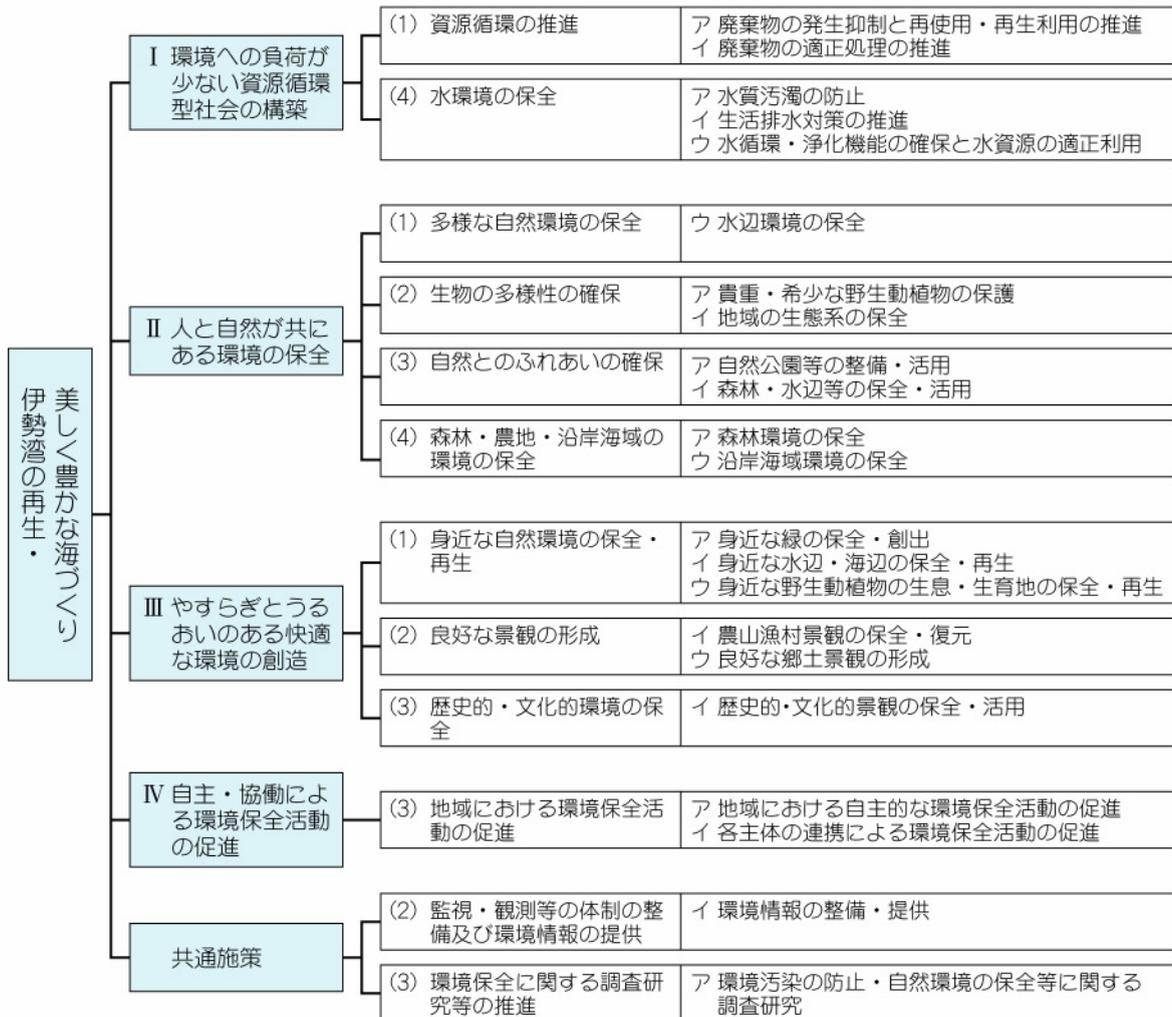
日本の中央部に位置する伊勢湾は、三重県のみでなく、愛知県、岐阜県やその他周辺地域の人びとに古くから豊かな海の幸を供給するとともに、海上交通の場や海水浴など住民の憩いの場として利用されてきました。

しかし、都市化、工業化の進展により、水環境の悪化や自然海岸の減少、海岸線の改変と人工化が進み、海への親水性や海生生物の生息の場も失われてきています。

このため、泳ぎ遊べるきれいな海、散策等ができる身近な海、多くの生物が棲む豊かな海づくりに向けて、伊勢湾域の他の地方自治体との連携と協力のもとに、水質の改善、自然環境の保全、良好な港湾や漁港環境の創出、伊勢湾岸地域の暮らしや産業、文化なども視野に入れた施策を総合的に進め、伊勢湾の再生をめざします。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-4のとおりとなります。

図3-4 伊勢湾の再生に係る施策の体系



【水質の改善】

- 伊勢湾に流入する主要な河川の水質環境基準の類型指定と見直しを進めます。
- 「水質汚濁防止法」に基づく伊勢湾総量規制により、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんの入荷量を削減します。
- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を推進するなど、生活排水対策を進めます。
- 水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。
- 農業やゴルフ場で使用される化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用を促進し、伊勢湾への流入負荷量を削減します。
- 家畜ふん尿の適正処理と堆肥化等有効利用を促進します。
- 河川での水生植物の保全や沿岸域での干潟、藻場等の保全や復元を図るなど、必要に応じて川や海の水質浄化機能の維持、向上を進めます。
- 有用微生物群等による水質浄化機能を活用し、閉鎖性水域の水質浄化を図ります。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている山林等への植栽など、森林の持つ水源涵養機能を高めます。

【自然環境の保全】

- 希少な海浜動植物の生息・生育地などについては、「三重県自然環境保全条例」等の各種制度を活用して適正に保全します。
- 伊勢湾南部に残る干潟や藻場の保全や復元に努め、海生動植物の生息・生育地を確保するとともに、湾内の水産資源の持続的利用を図るため、資源管理型漁業を進めます。
- 伊勢湾の沿岸部に残されている砂浜や防風保安林等の保全に努めます。
- 海岸の整備にあたっては、自然環境に配慮した工法等を採用するとともに、海域埋立等に際しては、ミティゲーション等も検討するなど自然環境の復元に取り組みます。
- 河川の整備にあたっては、治水との調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進めます。
- 海岸部への漂着ごみや流木の処理を行います。

【良好な港湾・漁港環境の創出】

- 港湾区域等における緑地、公園の整備や緑化の推進などにより良好な港湾環境を確保します。
- 海を身近に感じられるような港づくりに向けて、親水護岸や人工海浜などの親水空間の整備を進めます。
- 駐車場や遊歩道の整備など水際線へのアクセス向上を図ります。
- 港湾区域や漁港区域における主要施設のデザインや色彩に配慮し、地域景観と調和のとれた港づくりを進めます。

【参加・協働による海づくり】

- 県民による海岸美化活動や植栽活動などの自主的な環境保全活動を促進します。
- 伊勢湾を考えるためのシンポジウムの開催やネットワークづくりを進め、広範な主体の意識や情報の共有化を図るとともに、農山村地域や都市地域の住民と沿岸地域の住民との交流を促進します。
- 県民等の伊勢湾に関する情報や意見等を収集し、その結果を各種の事業や施策に反映します。
- 伊勢湾に関する各種情報を収集、整備し、インターネットなどを通じて県民等へ発信します。
- 伊勢湾周辺の四県市で構成する伊勢湾総合対策協議会を通じて、伊勢湾の環境保全とその持続的利用を図るための調査研究や関係県市との連絡調整を行います。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 水切りネットの使用や廃油の回収など台所から汚濁負荷の軽減に取り組みます。
- 洗剤の適正な使用に努めます。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川や海岸などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 農薬や化学肥料、養殖漁場での餌飼の適正な使用に努めます。
- 海浜動植物などの保護に努めます。
- 海岸清掃などの環境保全活動に積極的に参加します。

(4) 流域環境づくりの推進『清らかで豊かな川づくり』

三重県の河川は、地理的に伊勢湾沿岸の河川、伊賀地域の河川、熊野灘沿岸の河川の3つに大別され、古くからその流域に暮らす人びとの生活や産業を育むとともに、流域の多様な動植物の生息、生育の場や地域の特色ある景観等を形成してきました。

しかし、近年においては、市街地などの河川を中心に水質の悪化や自然環境の改変などが進みつつあり、良好な河川環境を維持あるいは回復するためには、流域を一体としてとらえた総合的な取組が必要となってきています。

本県では、平成9年度より流域圏づくりのモデル事業として宮川流域ルネッサンス事業を実施し、平成12(2000)年及び平成14(2002)年には水質日本一になるなど、住民等と行政の協働が進みつつあります。

これらの状況を踏まえて、主要な河川の流域を基本として、森林や農地のもつ環境保全機能を十分活用しつつ、水質の保全や自然環境の保全等を行う施策を総合的に推進します。また、流域の住民、団体、事業者と行政が一体となった取組を進めるなど、河川の上流から下流、山から海までを視野に入れた流域環境づくりを進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-5のとおりとなります。

【水質の保全】

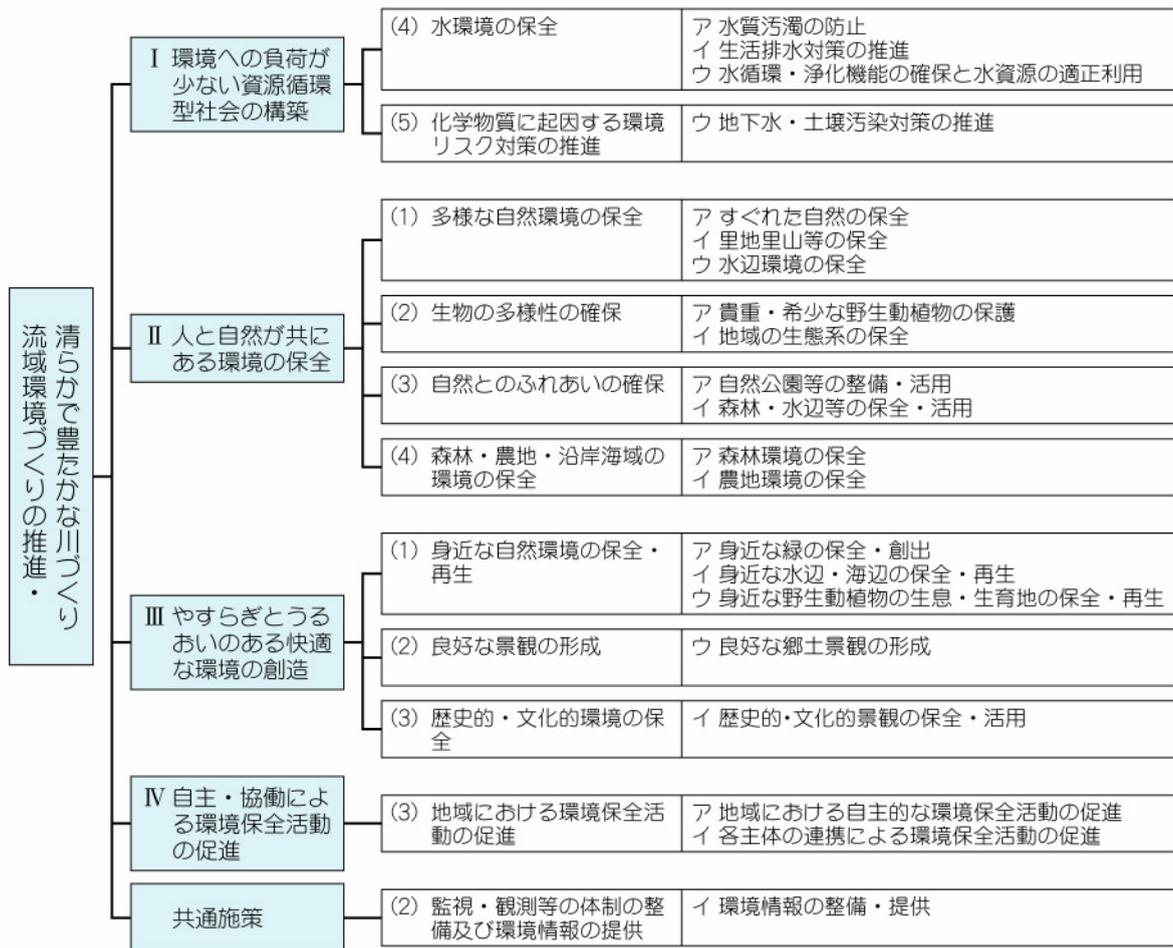
- 主要な河川の水質環境基準の指定や見直しを進めます。
- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を推進するなど、生活排水対策を進めます。
- 水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。
- 農業やゴルフ場で使用される化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用を促進します。
- 家畜ふん尿の適正処理と堆肥化等有効利用を促進します。
- 必要に応じて河川での水生植物の保全など、水質浄化機能の維持、向上を進めます。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている林地等への植栽、雨水の地下浸透の促進などにより、健全な水循環の確保に取り組みます。

【自然環境の保全】

- 「三重県自然環境保全条例」などにより、すぐれた自然を有する河川等の水辺地の保全及び希少な野生動植物の保護に努め、水辺地等における生物の多様性を確保します。
- 三重県型デカップリング事業により、森林、農地の適正な保全管理活動を支援し、中山間地域の森林、農地の持つ公益的機能の維持、向上を促進します。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている林地等への植栽などにより、流域内の自然環境を保全します。

- 里地里山等の保全活動を行う民間団体の取組を支援します。

図 3-5 流域環境づくりの推進に係る施策の体系



第3章
目標達成に向けた
施策の推進

- 山地から海岸河口までの流域全体の自然の保全や再生を図り、農山漁村や都市における生物の多様性を確保します。
- 河川改修や砂防事業を実施する場合には、治水との調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進めます。
- 河川のごみ、流木対策を必要に応じて進めます。

【快適な環境の保全】

- 野生動植物の生息・生育状況に配慮しながら、川と親しめる水辺空間を整備し、人々のやすらぎの場やレクリエーションの場として活用します。
- 自然公園等において自然とのふれあいを確保するための施設を整備し、その活用を図ります。
- 市街地における身近な緑の拠点として水と緑のオープンスペースの確保を図り、緑豊かでゆとりとつるおいのある快適な環境を創出します。

- 河川や水路等について、川沿いの街並み等を含めた一体的な整備や川にまつわる伝統行事等の保存などにより、地域の歴史や文化を継承します。
- 地域の特性を踏まえた体系的な流域景観を保全、創造します。

【自主的な環境保全活動の推進】

- 住民、事業者、行政が一体となり、河川流域全体を対象とした水環境保全と地域づくりのための取組を促進します。
- 流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業などを推進するとともに、地域主導による取組とするため、上・下流住民の相互交流の活性化を支援します。
- 住民等の自主的な水環境保全活動を促進するため、活動団体等の情報把握と紹介、指導者等の育成、パンフレット等の作成などを進めます。
- 流域住民の環境保全意識を高めるため、住民自らの参加による簡易水質調査等を川の健康診断事業として実施します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 水切りネットの使用や廃油の回収など台所から汚濁負荷の軽減に取り組みます。
- 洗剤の適正な使用に努めます。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川等へのごみのポイ捨てをなくします。
- 農薬や化学肥料の適正な使用に努めます。
- 水生動植物の保護に努めます。
- 河川清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 里地里山保全活動や水源森林での植栽などのボランティア活動に参加します。
- 川にまつわる伝統行事等の保存など地域の歴史や文化の継承に努めます。

(5) 多様な野生動植物の保護『生き物と共にあるみえづくり』

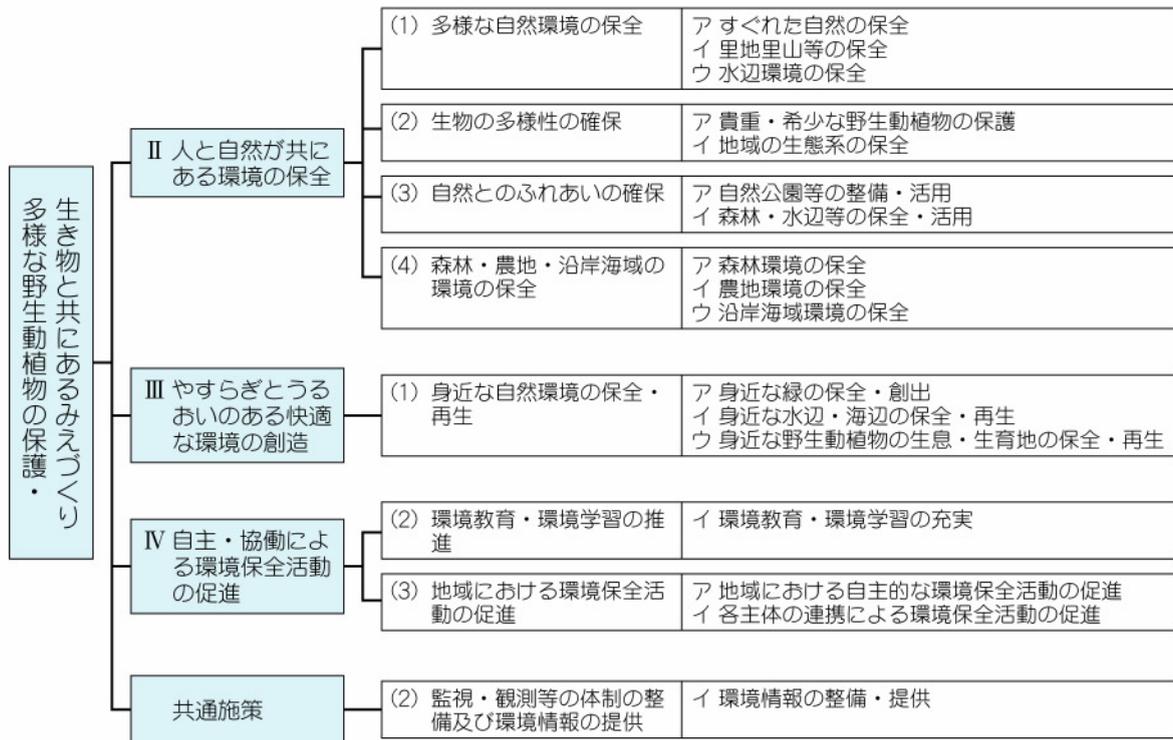
三重県は、東西約80 km南北約170 kmの南北に細長い県土と平地から山地に至る多様な地形を有しており、県土面積の約65%を占める森林や大小の河川等の水辺を中心に、地域の特性に応じた多くの野生動植物が生息、生育しています。

しかし、近年、市街地近郊の丘陵地や平地部を中心とした住宅団地、工業団地の開発や河川、海辺等の人工的な整備が進み、さらに、生活排水等による水質悪化等も加わって、これら野生動植物の生息・生育環境が変化し、地域の生態系を構成する種や個体数の減少が危惧される状況となっています。

このため、山地から丘陵地、平地に至る森林、樹林地等の緑や水辺、湿地等の野生動植物の生息・生育空間を保全し、さらに、劣化した環境を整備、復元することにより、希少な種を保護するとともに、身近な野生動植物も含めた地域の多様な野生動植物の保護に努めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-6のとおりとなります。

図3-6 多様な野生動植物の保護に係る施策の体系



【自然環境調査の実施と情報の整備】

- 県内の自然環境の状況を把握するため、野生動植物の生息・生育状況や重要な生息・生育地の調査を進めます。
- 自然環境の情報を整備し、インターネットや環境教育・環境学習の場等を通じて、これら情報の活用を進めます。

【希少な野生動植物等の保護】

- 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を調査し、希少な野生動植物種の状況をレッドデータブックにとりまとめます。
- 特に保護の必要がある野生動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種の指定やその生息・生育地の保全を進めます。
- 地域の在来種を圧迫する移入種の放逐を禁止するとともに、地域生態系に著しい影響を及ぼす移入種の増殖を抑制します。
- 希少な野生動植物の生息・生育地を保全するため、自然環境保全指導員による定期的な巡回などを行うとともに、県民の自発的な保全活動を促進します。

【野生動植物の生息・生育地の保全】

- 森林の適正な管理や伐採跡地への広葉樹等の植栽など、野生動植物の生息、生育の場となる多様な森林づくりを促進します。
- 農業基盤施設の整備にあたっては、農村地域の生態系の保全に配慮するとともに、農薬や化学肥料の節減などによる環境保全型農業を促進します。
- 都市近郊の里山や市街地内の樹林地の保全を図るとともに、野生動植物の生息・生育環境を考慮した都市公園や自然観察公園等の保全と整備を進めます。
- 市街地内の公共施設の敷地などで、生息・生育環境に配慮した緑化などを進めることにより、野生動植物の生息・生育空間を確保します。
- 河川や海域の多様な水際環境を保全するとともに、多自然型川づくりや干潟、藻場の保全や復元に努め、水生動植物の生息・生育地の保全と回復を進めます。

【県民の参加による野生動植物の保護】

- 野生動植物の保護及びその生息・生育地を保全するため、住民や民間団体等による里地里山の保全活動を支援します。
- 県民から野生動植物に関する情報等を収集し、その結果を希少な野生動植物種の保護等に関する施策や事業に反映します。
- 住民、事業者、行政が互いに協力し、野生動植物やその生息・生育地を保全し、再生するためのグラウンドワークを進めます。
- 県内の野生動植物に係る情報を整備し、これらを県民へ広く提供するとともに、その情報交換を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 希少な野生動植物の損傷や採取を自制し、その生息・生育環境の保全に努めます。
- 里地里山などの身近な自然環境の保全活動に参加します。
- 自然とふれあうことなどで、身近な野生動植物に関する知識の向上に努めます。
- 事務所や住居において、野生動植物の生息・生育空間づくりに努めます。
- 飼育しているペット動物や昆虫の適切な飼育管理を行い、ペット動物等の野外への遺棄をしません。
- 外来植物は自らが管理できる場所で栽培します。
- ブラックバス、ブルーギルを放流しません。
- 開発事業等にあたっては、希少な野生動植物種の保護など、自然環境の保全に配慮します。
- 農薬や化学肥料の適正な使用に努めます。

(6) 多様な森林整備の推進『生き生きとした豊かな森林づくり』

森林は、木材生産の場としてのみでなく、水源の涵養、土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収と固定や酸素の供給、野生動植物の生活の場であり、保健、教育、レクリエーションの場としても重要な役割を果たしています。

かつて、中山間地域においては、林業生産活動が地域経済の基盤となり、このような林業生産活動のための森林の管理や整備の中で、森林の保全が図られてきました。

しかし、中山間地域や林業を取り巻く社会経済状況の変化から、林業採算性の悪化や林業従事者の減少などから、放置森林の増加など森林の荒廃が進み、その機能の低下が危惧されています。

このため、県土の約65%を占める森林の持つ多様な公益的機能の保全と向上、木材の持続的生産を担う森林づくりに向けて、市町村等との連携と協力のもとに、森林の保全や整備、持続可能な森林経営の確立、住民参加による森林づくり等の施策を総合的に進めることにより、生き生きとした豊かな森林づくりを進めます。

ここで、取り上げる主要施策を全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-7のとおりとなります。

図3-7 多様な森林整備の推進に係る施策の体系



【森林の保全・整備】

- 県内の森林を「生産林」と「環境林」に区分し、環境林については、市町村や森林所有者との協力のもとで、継続した整備を公費で行う森林管理を進めます。
- 生産林は、持続的に木材が循環利用されるよう、林道等生産基盤の整備や育林への支援、森林施業の共同化などにより、森林所有者による森林の管理を促進します。
- 公的管理による荒廃森林の整備や木材利用の拡大による森林整備の促進など、森林の持つ公益的機能の持続的発揮のための森林整備の推進を国に働きかけます。
- 中山間地域の伐採跡地や耕作放棄地については、その地域の自然特性等に配慮しつつ、森林としての整備と再生に取り組みます。
- 都市近郊の森林における緑とのふれあいや休養拠点等の整備を進めるとともに、身近で豊かな自然とふれあえる里山林等の適切な維持、管理を促進します。
- 大規模地震に備え、集落近くの森林における崩落防止対策や津波発生時の避難路等の整備を進めます。
- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源対策として、森林の造成と育成に努めるとともに、松枯れ被害や酸性雨による森林への影響調査などを引き続き実施します。

【持続可能な森林経営の確立】

- 林業経営を通じた森林の公益的機能の維持、向上を図るため、林業経営基盤の強化と木材の安定供給体制の整備を進めます。
- 間伐等森林施業の担い手である森林組合などの認定林業事業者の育成や支援を通じて、林業労働力の確保と林業生産活動の効率化を促進します。
- 森林管理の促進を図るため、木材の利用技術の向上や新たな用途の開発、普及などにより県産材の利用を促進します。
- 環境に配慮した森林管理を促進するため、林業経営者のFSC森林認証の取得を支援します。

【住民参加による森林づくり】

- 県民の自主的な環境保全活動や環境教育・環境学習の場としての森林整備と活用を進めます。
- 住民参加による森林づくりを進めるため、森林ボランティアの育成と活動の支援を行います。
- 森林、果樹等のオーナー制度や緑化運動等を通じた植樹活動など、住民が森林づくりに参加する機会を増進します。
- 林業体験活動や山村における滞在型余暇活動であるグリーンツーリズムの促進、森林に関するシンポジウムの開催などを通じて、山村地域と都市地域の住民との交流を促進します。
- 三重県民の森や上野森林公園などにおいては、身近で豊かな自然とふれあえる森林づくりを進めます。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 県民は森林ボランティアなど森林づくり活動へ積極的に参加するとともに、林業事業者等はボランティアなどの受入体制の整備に努めます。
- 里地里山保全活動や緑化運動等を通じた植樹活動などに積極的に参加します。
- 三重県民の森などで、身近な森林とのふれあいを進めます。
- 地域の自然観察会などに積極的に参加します。
- 家屋、家具などへの県産材の優先的な使用に努めます。
- 間伐材を利用した製品の使用に努めます。
- 林業体験などを通じ林業や木材への関心や理解を深めます。
- レクリエーション活動等でのごみは持ち帰ります。

(7) 快適な都市環境の形成『環境にやさしいまちづくり』

近年、県下の都市やその周辺地域においては、各種の開発事業などにより緑地の減少など身近な自然が失われ、良好な環境の質の低下や野生動植物の生息・生育地の減少などが問題となってきました。

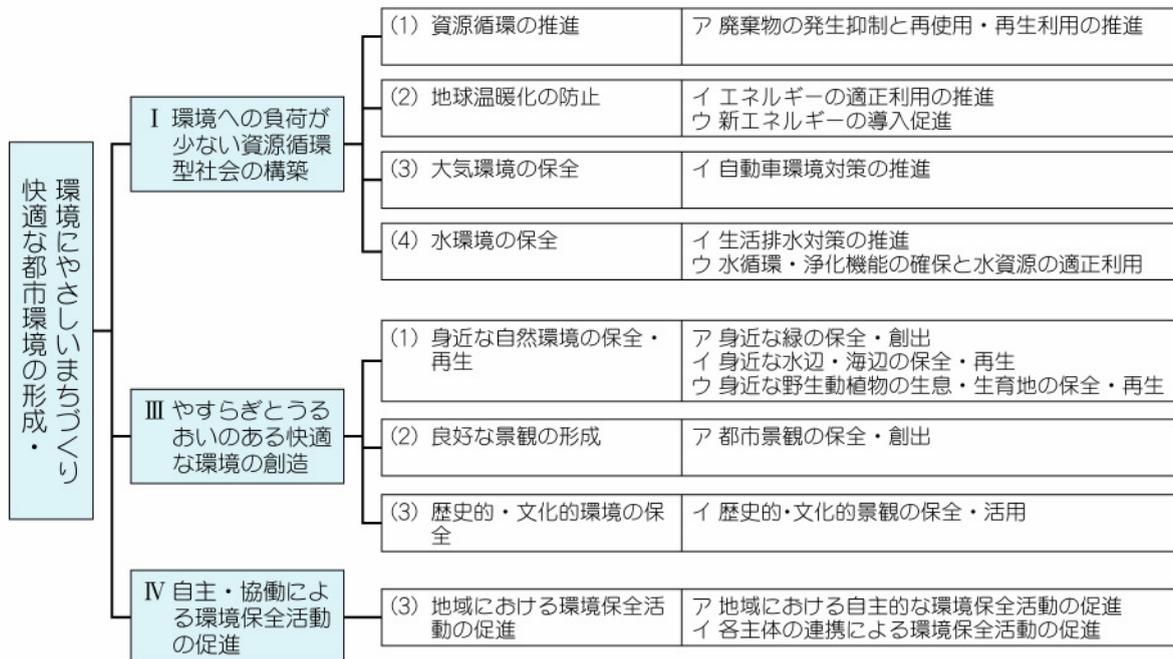
また、人口や産業の集積による資源・エネルギーの消費や廃棄物排出量の増大、無秩序な屋外広告物や市街地の空洞化などによる景観の悪化がみられます。

都市河川にあっては、生活排水に伴う水質汚濁が進行し、水生生物の生息域の減少や河川の自浄能力が低下するとともに、河川のコンクリート護岸化により水辺とのふれあいの場が失われつつあります。

このため、都市地域における省資源、省エネルギーの推進や、都市及びその周辺地域において、失われた自然を積極的に復元するとともに、都市公園や緑地等の整備、秩序ある都市景観の形成や生活排水対策の推進など、環境保全に向けた総合的、計画的な施策の展開を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-8のとおりとなります。

図3-8 快適な都市環境の形成に係る施策の体系



【資源・エネルギー消費の少ない循環型都市の形成】

- 大規模施設におけるコージェネレーション等の導入や家庭、事業所等での省資源、省エネルギー対策を促進するとともに、環境共生住宅の建設などを促進します。
- 自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を図るため、太陽光発電施設や風力発電施設の導入を促進するとともに、廃棄物の焼却余熱等の利用の取組を進めます。
- 適切な交通管制や交通規制、バイパス道路の整備など交通渋滞の緩和対策を講じ、自動車交通に伴うエネルギー消費の低減と大気環境の改善を進めます。
- 家庭や事業所等から発生する廃棄物の発生抑制対策を進めるとともに、市町村や事業者等との連携のもとに、分別収集の徹底と廃棄物の再使用、再生利用を促進します。
- 家屋等の解体に伴う建設廃棄物、廃家電製品、使用済み自動車、食品関連産業からの食品廃棄物のリサイクル制度の定着と、リサイクル率の向上を促進します。
- 都市内における適正な水循環を確保するため、樹林地等の保全や緑化を進めるとともに、公共施設等における雨水の中水利用などを進めます。

【自然と共生した都市の形成】

- 都市公園の整備、緑地保全地区の指定、緑地協定の活用などにより身近な緑を計画的に確保します。
- 市街地内道路等の緑化とその適正な維持管理を進めるとともに、公共施設の緑化を率先して進めます。
- 下水道等生活排水対策を推進し、河川水質の改善を図るとともに、河川改修に際しては、治水と調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進め、地域の特色ある川づくりを進めます。
- 都市公園や学校、公共施設を利用して野生動植物の生息・生育空間を再生するとともに、樹林地、水辺等を保全、復元し、身近な野生動植物とふれあえる環境づくりを進めます。

【調和のある都市環境の形成】

- 良好な都市景観を確保するため、沿道緑化の推進、道路整備に際しての景観に配慮した構造物の設置、沿道広告物の抑制、電線類の地中化などの対策を進めます。
- 三重県屋外広告物条例に基づく規制や地区計画制度、風致地区制度等の活用などの面的な対策の推進により、周囲と調和のとれた都市環境を形成します。
- 県施設の整備にあたっては、周辺環境に配慮した意匠や色彩等とするとともに、敷地内緑化を進め、公共施設が都市の景観形成の核となるよう整備します。
- 都市内に残る歴史的建造物、歴史的まちなみなどを保全、復元することにより、歴史が息づく都市環境の形成を促進します。
- 都市の景観や活力の低下もたらす既成市街地の空洞化に対し、住民、事業者、関係機関との連携のもとで対応方策の検討を進めます。

【県民参画によるまちづくり】

- 地域の清掃活動や植樹活動等に対する支援を行うとともに、環境保全に貢献した団体

の表彰や顕彰を行うなど、県民の自主的な環境保全活動を促進します。

- 住民、事業者、行政がお互いに協力し、空き地や公共施設地を活用したビオトープの創造や河川、海岸の環境の再生などを行うグラウンドワーク活動を促進します。
- 住民等に身近な主要な県施設の整備に際して、計画段階から住民等の意見を反映し、また施設供用後の維持管理に住民等が参画できる仕組みづくりを進めます。
- 都市の環境づくりに関する講演会等を定期的を開催するとともに、まちづくりに関する各種団体や住民、学識経験者等のネットワークづくりを促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 日常生活や事業活動での省資源、省エネルギーに取り組みます。
- 敷地内に雨水浸透枳を設置するなど水循環の確保に努めます。
- 太陽光発電施設や小型風力発電施設の設置など新エネルギーの利用に努めます。
- 日常生活での自動車利用を避け、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 地域の特性に配慮した生け垣や事業場の緑化など身近な緑を増やします。
- 緑化募金や地域の緑化活動に積極的に参加します。
- 地域の清掃活動や学校ビオトープづくりなどに積極的に参加します。
- 広告看板等の掲示にあたっては、良好な景観の保持に配慮します。
- 都市の環境づくりに関する講演会などに進んで参加します。

(8) 地球環境の保全と国際協力『人類が共にある社会づくり』

世界における経済活動の拡大や人口の急増などにより、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少等の地球規模での環境問題が顕在化しており、人類の生存基盤に関わる重要な問題として、国際社会全体が協力して取り組むべき課題となっています。

このような地球環境問題は、多くの資源やエネルギーを世界に依存しているわが国にとって、県民一人ひとりの日常生活と海外の資源等供給国の環境とが深く結びついた問題です。なかでも、地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動における石油や石炭など化石燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出が大きな原因となっており、住民、事業者、市町村、県など全ての主体の活動が深く関わっている問題です。

これまで、三重県では、平成12(2000)年3月に策定した「チャレンジ6 -三重県地球温暖化対策推進計画-」に基づく二酸化炭素等の削減対策や、(財)国際環境技術移転研究センター等を通じた国際環境協力など、地球環境の保全に向けた取組を進めてきましたが、地球温暖化防止などの分野では、さらに地域からの取組を進めることが重要となっています。

このため、県内におけるあらゆる活動に伴う環境への負荷の軽減を図るとともに、国や他の地方自治体、各種団体等との連携のもとに積極的な国際協力を行うなど、現在及び将来の世代が有限な地球の豊かな恵みを持続的に享受できるよう、地域での着実な取組を進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-9のとおりとなります。

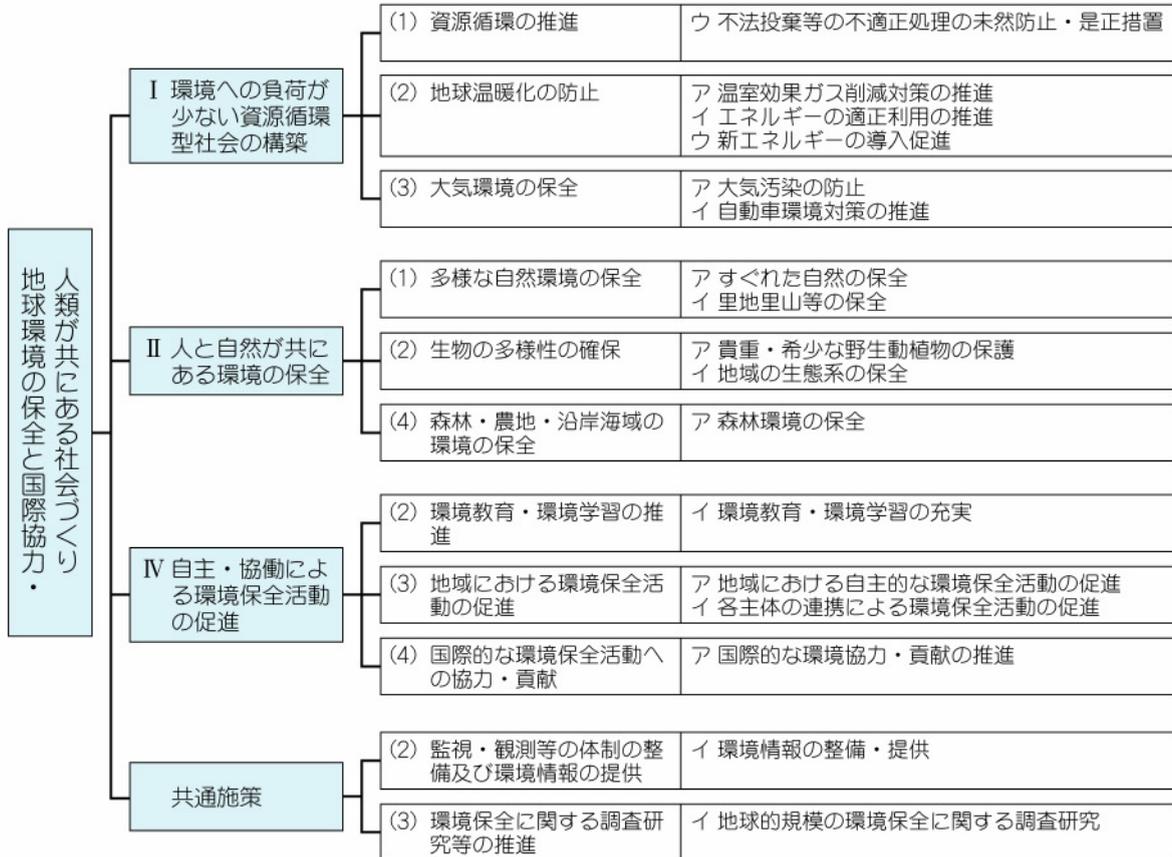
【地球温暖化防止など地球環境問題に係る負荷の低減】

- 「チャレンジ6 -三重県地球温暖化対策推進計画-」の目標達成に向け、県における取組の拠点施設となる三重県地球温暖化防止活動推進センターを設立し、民生、運輸、産業の各分野での二酸化炭素等の排出抑制対策を進めます。
- また、県内の各地域での地球温暖化防止活動を促進するため、NPOや市町村などによる地域協議会の設立を進めるとともに、地域協議会の行う取組を支援します。また、県民や市町村との協働により、家庭での二酸化炭素排出量の削減活動を支援します。
- 地球温暖化を防止するため、民生、運輸、産業部門の各主体が自ら進んで温室効果ガスの排出削減に取り組むような仕組みの構築、新エネルギーの導入など実効性のある対策技術の普及促進、地域の取組に対する支援制度の拡充を国へ働きかけます。
- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づくフロン類の回収と破壊を的確に実施し、フロン類の大気中への排出を抑制します。
- 森林の保全と育成を進め、二酸化炭素の吸収固定を促進します。
- 県産材の使用拡大などを進め、県内の森林の適正な管理を促進します。
- 硫黄酸化物などの酸性雨の原因物質の排出規制や指導を実施します。
- 地域の野生動植物の生息・生育地を保全するとともに、希少な野生動植物の保護を行うなど、野生動植物の種の減少を防止します。
- 廃棄物の収集運搬や処理処分の監視と指導を徹底し、国との連携のもとで、有害廃棄

物等の国境を越える移動を防止します。

- 国、他の地方自治体等との連携と協力を図りながら、降雨の酸性度などの地球環境関係物質の継続的な調査を実施します。

図 3-9 地球環境の保全と国際協力に係る施策の体系



【国際協力の推進】

- 姉妹友好提携都市やアジア地域の自治体への環境保全技術等の移転を進めます。
- (財)国際環境技術移転研究センターの活動を通じた世界各国の地方自治体との連携と情報交換を図りながら、国際環境協力を進めます。
- 環境情報システムを活用し、インターネット等を通じた国際的な環境情報の受発信を進めます。

【県民の自主的な環境保全活動の促進】

- 地球温暖化防止などに関するパンフレットや副読本などの作成と配付、講演会の開催などの啓発活動を進めます。
- 県民の温室効果ガス削減に向けた自主的活動が促進されるような仕組みづくりを進めます。

- 森林ボランティアや里地里山の保全活動など、県民による森林等の保全・育成活動を支援します。
- 国や関係機関と連携し、国際協力に関するセミナーの開催、民間の国際的環境保全活動の技術支援など、事業者や民間団体等による自主的な国際環境協力を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 日常生活や事業活動での省資源、省エネルギーに取り組みます。
- 太陽光発電施設や小型風力発電施設の設置など新エネルギーの利用に努めます。
- 工場での廃熱利用など未利用エネルギーの活用に努めます。
- 日常生活での自動車利用を避け、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 事業活動での共同配送やモーダルシフトに取り組みます。
- 自動車を利用する場合は、急発進や空ぶかし、過剰積載を控え、アイドリング・ストップに努めます。
- 低公害車、低燃費車の導入や買い替えを進めます。
- トップランナー製品や省エネ製品などの率先購入などグリーン購入を実践します。
- 県産材の使用に努めます。
- 森林づくり活動への参加や、家庭、事業場の緑化に努めます。
- 畜産し尿などから発生するメタンなどの回収と有効利用に努めます。
- 自然観察会や野生動植物の保護活動に積極的に参加します。
- 地球環境保全に関するシンポジウムに参加するなど、地球環境問題の知識の向上に努めます。